

個人住民税の給与からの特別徴収が県内一斉に実施されます ～平成 27 年度からすべての事業所を対象に～

特別徴収とは、事業主の皆様が所得税の源泉徴収と同じように、従業員の方々の給与から個人住民税を差し引いて市町村に納める制度です。

埼玉県と県内全市町村では、平成 27 年度には、原則として全ての特別徴収義務者に指定する取り組みを進めています。個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様におかれましては、平成 27 年度までに円滑に特別徴収への切り替えが完了するようご準備をお願いいたします。

【事業主の負担少】

1. 所得税のような税額の計算や、年末調整をする手間はいりません。
2. 従業員が常時 10 人未満の場合は、市町村の承認を受け、年 12 回の納期を年 2 回にすることができます。

【従業員のメリット】

1. 従業員が金融機関に行って、納める手間がなくなります。
2. 従業員が納税通知書で納付する場合、納期が 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回となっているため、1 回あたりの従業員の負担（納付額）が少なくて済みます。

【問い合わせ先】

- ・ この取り組みについて

埼玉県総務部 個人県民税対策課 TEL 048-830-2647

- ・ 具体的な手続きについて

越生町役場税務課 課税担当 TEL 049-292-3121（代表）内線 134・135